

子ども医療費助成制度の新制度に係る医療機関等向け説明会 質疑応答

令和7年3月7日 鹿児島県子育て支援課

No.	資料関係箇所	質問内容	質問概要	回答
1	P4 (2) 新制度概要	資料P4 県から市町村への補助制度概要について 中学卒業までは窓口支払いはなしという解釈をしていましたが、住民税課税世帯の自己負担額が1人月額3千円という記載は、患者様の医療費が3千円を超えたら窓口負担が発生するという意味でしょうか？	4月以降、中学校卒業までは窓口負担なしと理解していたが、資料4頁の住民税課税世帯の自己負担額が1人月額3千円という記載は、患者様の医療費が3千円を超えたら窓口負担が発生するという意味か。	子ども医療費助成制度の実施主体は市町村であり、県は市町村が助成に要した経費の一部を補助しています。 自己負担額や対象年齢などの制度内容については、市町村ごとに設定されるものであり、令和7年4月からは県内全ての市町村において、自己負担なしとする予定であるため、制度対象者については、原則、県内医療機関等での窓口負担はなくなる予定です。 また、対象年齢については、市町村ごとで異なります。 なお、説明会資料4頁に記載している自己負担額については、県が市町村へ補助を行う場合の要件の説明です。 (住民税課税世帯については、1人1月の医療費から3千円を控除した額が県から市町村への補助対象となることの説明です。)
2	P4 (2) 新制度概要	4月以降、窓口負担なしと認識しているのですが、動画の2分28秒あたりの、自己負担額有り(1人月額3千円)というのが分かりませんでした。	4月以降、窓口負担なしと認識しているが、自己負担額有り(1人月額3千円)というのはどういうことか。	
3	P4 (2) 新制度概要	対象者に例外がありますか？ 例えば、高校生相当年齢で、就職している場合など	対象者に例外があるか。 例えば、高校生相当年齢で就職している場合など。	実施主体である市町村において、対象者の要件等を定めており、市町村により対象者は異なります。 就労等により保護者が監護していない子については対象外となる場合もあるため、受給資格者証により事業の対象者であるか確認を行うようにしてください。 なお、説明会資料では対象年齢を分かりやすく説明する観点から「未就学児」や「高校生」としておりますが、市町村の条例等では、年齢(満6歳に達する日以後最初の3月31日まで等)により対象者を定めております。

No.	資料関係箇所	質問内容	質問概要	回答
4	P11 (8) スポーツ保険の 取扱い	資料3-(8)について質問します。 受診時に学校からの用紙持参なくても患者の申し出で受傷が学校等でなら会計時の負担金請求すると言うことで間違いはないでしょうか？また、学校のスポーツ保険は1500円以上の窓口負担金発生時と聞いてましたが、1500円未満の場合は子ども医療費となって当日の会計での自己負担頂かないという事でよろしいのでしょうか？	スポーツ保険について、受診時に学校からの用紙の持参がなくても患者の申し出により学校等での受傷の場合は会計時の負担金請求するということで良いか。 また、スポーツ保険については、1,500円以上の窓口負担金発生時が対象となると聞いているが、1,500円未満の場合は子ども医療費の対象として処理を行って良いか。	保護者から、学校等の管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、子ども医療費の対象とせず、に、保険診療の一部負担金である3割（2割）相当額を保護者に請求してください。 スポーツ保険では、学校等の管理下での負傷又は疾病の初診から治ゆまでの療養に要した医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものが対象となるため、1回の受診に係る金額に関わらず、子ども医療費の対象とせずに、保険診療の一部負担金である3割（2割）相当額を保護者に請求する必要があります。 ただし、負傷又は、負傷又は疾病の初診から治ゆまでの療養に要した医療費総額が5,000円未満であることが確実な場合は、子ども医療費の対象として差し支えありません。
5	P12 (9) 受給資格者証	資料P9(6)イについて、併用レセプトによる請求となりますが、診察時に子ども医療費受給者証をお忘れ等で番号がわからない場合、レセプトは月遅れでの請求となりますか。 もしくは、公費番号なしでレセプト送信しても良いのでしょうか。	診察時に受給資格者証の確認ができず、公費負担者番号がわからない場合、レセプトは月遅れでの請求としてよいのか。 もしくは、公費負担者番号なしでレセプト送信しても良いか。	公費負担者番号の記載された受給資格者証の提示がない場合は、子ども医療費の対象とせず、保険診療の一部負担金額を医療機関等の窓口で徴収してください。 この場合、助成対象となる受診者は後日市町村窓口で助成を申請する「償還払い」の取扱いとなります。
6	P12 (9) 受給資格者証	受診時に子ども医療費の受給者証の提示がない場合、通常の自己負担を徴収してよいのでしょうか。 自己負担を徴収した場合、医療機関は保険単独でレセプト請求を行った後、2～3か月後に子ども医療費の受給者証を提示されても、すでにレセプト請求は終わっているため、患者さんが市役所などで手続きをして自己負担額を返還される流れになるのでしょうか。	受診時に子ども医療費の受給者証の提示がない場合、通常の自己負担を徴収して良いか。 自己負担を徴収した場合、医療機関は保険単独でレセプト請求を行った後、2～3か月後に子ども医療費の受給者証を提示されても、すでにレセプト請求は終わっているため、対象者が市役所などで手続きをして自己負担額が返還される流れになるのか。	
7	P12 (9) 受給資格者証	令和7年度以降の新生児の診療費の請求について、新生児は健康保険及び子ども医療助成加入手続きに時間を要することから、現在当院では、1ヶ月健診まで診療費の会計を保留にさせていただき、1ヶ月健診時に保険手続きが完了していれば（保険情報が確認できれば）2割負担でお支払い、手続き未完の場合は一旦10割でお支払いいただいております。 新制度は併用レセプトを提出することになりますが、健康保険情報と子ども医療受給者証まで揃わないとレセプトは提出できないという理解で間違いはないでしょうか。 健康保険の手続きのみ完了し、受給者証を未提出というケースも考えられますが、どのように対応すればよろしいでしょうか。	新生児の診療費の請求について、新生児は健康保険及び子ども医療助成加入手続きに時間を要することから、現在当院では、1ヶ月健診まで診療費の会計を保留し、1ヶ月健診時に保険手続きが完了していれば（保険情報が確認できれば）2割負担で、手続き未完の場合は一旦10割で請求している。 新制度は併用レセプトを提出することになるが、健康保険情報と子ども医療受給者証まで揃わないとレセプトは提出できないという理解で良いか。 健康保険の手続きのみ完了し、受給者証を未提出というケースも考えられるが、どのように対応すれば良いか。	

No.	資料関係箇所	質問内容	質問概要	回答
8	P12～14 (9) 受給資格者証	受給者証に関しては、開始前に対象者へ届くのか、また、非課税世帯ですでに受給者証を持っている場合、受給者番号の変更はあるのか知りたいです。	新たな受給資格者証は、新制度開始前に対象者へ届くのか。 市町村民税非課税世帯で既に受給資格者証を所有している場合、受給者番号の変更はあるのか。	新たな受給資格者証については、制度開始前までに、各市町村において対象者へ交付予定としているところです。 既に子ども医療給付事業の受給資格者証を有している市町村民税非課税世帯の取扱いについては、市町村ごとで異なっており、既存の受給資格者証を継続する場合や新制度開始に併せて非課税世帯の対象者にも新たに受給資格者証を発行する場合などで受給者番号が変更となる可能性もあります。
9	P12 (9) 受給資格者証	受給資格者証はマイナンバーカードとともに受診の都度確認となっておりますが、現在は毎月月初め又は月1回の確認をしているところですが、こちらを改め受診の都度毎回確認するということでしょうか？	受給資格者証については、現在の毎月月初め又は月1回の確認から、受診の都度毎回の確認に変更になるということか。	制度変更前（～R7.3月まで）の市町村民税非課税世帯を対象とする子ども医療給付事業については、受給資格者証の確認は月1回で良いものとしていますが、令和7年4月以降は、受診の都度確認を行ってくださるようお願いいたします。
10	P15 (10) 高額療養費の取扱い	高額医療費の公費番号の所得区分の記載もれがあった場合は対象にならないとのことですが、その際は患者さんご自身で市町村の窓口へ申請すれば大丈夫なのでしょうか？	高額医療費の公費番号の所得区分の記載もれがあった場合は対象にならないとのことだが、その際は患者自身が市町村の窓口へ申請すれば良いのか。	子ども医療費助成事業では、受給資格者証が発行されている市町村に、監護者又は子が居住していることが助成要件の一つであるため、他の公費負担医療制度と比較すると、常時資格喪失の可能性があります。このため、過誤の発生を防止する観点から、必ず、受診の都度、受給資格者証の確認を行ってくださるようお願いいたします。
			高額療養費について、国民健康保険の場合で、レセプトの特記事項へ所得区分の記載を行わなかった際に、対象者が行う手続き等はありません。 対象者から限度額認定証等の提示がなされた際は、レセプトの特記事項へ所得区分を必ず記載してくださるようお願いいたします。	